

※「もったいない」は、発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再資源化 (Recycle) の環境活動3Rをひとことであらわすことばです。

みなさんは、「生ごみ処理機器」をご存知ですか？
生ごみ処理機器とは、家庭から出る生ごみをたい肥化する機器のことです。生ごみの自家処理をすすめます。電動の生ごみ処理機と電気が必要としないたい肥化容器の二種類があります。

今回は、たい肥化容器を活用されている妙見町の細貝忠義さん、貞子さんご夫妻を紹介します。

細貝さんのたい肥化容器使用のポイントは、生ごみを新聞紙にくるんでから容器に入れていくことです。

台所から出る生ごみは、ほとんどが水分です。水分が多いとたい肥化するには時間がかかり臭いも気になるため、新聞紙に生ごみの水を吸収させて水分を減らしていくのです。

また、細貝さんは、二台の容器を効果的に使っていたい肥化に取り組んでいます。一つの容器が一杯になったら、ある程度そのままにしておき(この時点で生ごみの臭いはほとんどしません)、水分を減らします。最後に、たい肥を容器から外に出して、残った水分を蒸発させてから使用します。

細貝さんは、一台の容器を使用していますが、一台でも十分にたい肥化はできます。

「たい肥化容器を置く場所さえあれば、生ごみは自分で処理できると思います。容器を使うことで、燃やすごみは半分以下に減りました。たい肥は、自分の畑で使うだけでなく、地域の花壇でも利用し環境美化にも役に立っています。」と細貝さんは、環境活動の3Rを実践されています。

みなさんも、生ごみ処理機器でごみの減量に挑戦してみませんか！



二台の容器を有効に利用しています



生ごみを新聞紙に入れてから容器に入れます

環境情報コーナー「MOTTAINAI (もったいない)」のきもちを大切に”は、今後もごみの減量や3Rの情報などを紹介していきます。



☆ 生ごみの減量にチャレンジしてみませんか ☆

生ごみ処理機器の購入金額の一部を補助します！

- 補助対象 市内に住所があり、市の指定取扱店から生ごみ処理機器を購入して自宅で使用される方
- 補助率と金額 購入金額の2分の1で、電動生ごみ処理機は上限30,000円(1世帯1台まで)、たい肥化容器は上限3,000円(1世帯2台まで)
- 申し込み方法 指定取扱店に備え付けの補助金申請書類に必要事項を記入し、環境業務課へ郵送または持参してください。各支所の市民生活課(栃尾支所は環境衛生課)でも受け付けます。

※指定取扱店は、お手数ですが店頭でご確認ください。

※破損した電動生ごみ処理機を買い換える場合にも、補助金が出ます。



◀ 電動生ごみ処理機



◀ たい肥化容器

◇ 家庭ごみ用指定袋助成制度の申請手続きをお急ぎください ◇

長岡・越路・三島の各地域で、平成18年4月から家庭ごみ用指定袋助成事業の助成対象を2歳未満児から3歳未満児へ拡大しました。指定袋の追加交付対象者には、平成18年5月に申請書を送付してありますが、まだ申請書を提出していない方は、平成19年3月末までに手続きをしてください。